

国立研究開発法人産業技術総合研究所事業車両管理規程

制定 平成19年8月1日 19規程第38号
最終改正 令和7年7月1日 令07規程第7号 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が所有又は借用する事業車両の管理及び運用並びに安全の確保のため必要な事項を定めることにより、事業車両の適正かつ効率的な運用を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部門等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第3章に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボをいう。
- 二 研究ユニット 部門等のうち、組織規程第6条第3項第2号及び第3号並びに第22条に規定する組織並びに組織規則第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボをいう。
- 三 研究拠点等 組織規程第4条に規定する研究拠点及び東京本部をいう。
- 四 事業車両 研究所の業務のために用いる自動車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）をいう。

(道路交通法等との関係)

第3条 研究所における事業車両の管理及び運用については、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号。以下「車両法」という。）、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号。以下「道交法」という。）その他事業車両の管理及び運用に関する法令（以下「関係法令等」という。）及び研究所が別に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

第2章 管理体制

第1節 運行管理者等

(管理事務)

第4条 研究環境整備本部企画部長は、事業車両の管理及び運用並びに安全の確保のための必要な措置に係る事務を総括し、事業車両の管理及び運用並びに安全の確保について管理監督するとともに、次条の運行管理者の業務実施の指揮監督を行う。

(運行管理者)

第5条 研究拠点等に、別表第1のとおり運行管理者（事業車両の運行を管理する者をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 運行管理者は、当該研究拠点等における事業車両の安全の確保のため、次に掲げる業務を行う。

- 一 事業車両の安全運転に関する管理
- 二 次条第1項の安全運転管理者、同条第2項の副安全運転管理者及び第8条の整備管理者の指名及び業務実施の指揮監督
- 三 事業車両を運転できる者（以下「運転者」という。）の運転に関する技能知識その他の安全な運転を確保するために必要な事項についての指導、伝達
- 四 その他事業車両の運用に関し安全を確保するために必要な措置
(安全運転管理者等)

第6条 事業車両が道交法第74条の3第1項に規定する台数を使用する研究拠点等に、安全運転管理者を置く。

- 2 事業車両が道交法第74条の3第4項に規定する台数を使用する研究拠点等に、当該事業車両の台数に応じ、副安全運転管理者を置く。
- 3 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）は、道交法第74条の3第1項又は第4項に規定する者であって、別表第1の研究拠点等欄に掲げる研究拠点等に所属する職員の中から研究拠点等の運行管理者が指名する。
- 4 安全運転管理者等は、関係法令等に定める業務のほか、運行管理者の指示に従い、前条第2項第3号及び第4号までの業務を行う。
(事業車両の管理者)

第7条 事業車両を管理する部門等は、事業車両（次条第1項に規定する事業車両を除く。）の適正な管理及び運用のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 車体検査の受検（借用する車両は除く。）
- 二 定期点検整備の実施
- 三 日常点検整備の実施
- 四 車両使用簿及び運転日誌の整備
- 五 その他事業車両の管理及び運用に必要な事項

(整備管理者)

第8条 車両法第50条第1項に規定する事業車両（以下「特定車両」という。）を使用する研究拠点等に、整備管理者を置く。

- 2 整備管理者は、車両法第50条第1項に規定する者であって、当該研究拠点等に所属する職員の中から当該研究拠点等の運行管理者が指名する。
- 3 整備管理者は、特定車両の適正な管理及び運用のため、関係法令等に定める業務のほか、前条各号の業務を行う。
(事業車両の運転者)

第9条 運転者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 職務として事業車両の運転業務に従事する者
- 二 役員、職員又は契約職員のうち、別に定める要件を満たす者であって、運行管理者へ運転者登録を行った者
- 三 その他運行管理者が必要と認める者

第2節 事業車両の管理方法

(事業車両の購入、廃棄等)

第10条 事業車両を購入又は廃棄しようとする者は、あらかじめ研究環境整備本部企画部長に協議しなければならない。

(車両台帳の整備)

第11条 研究環境整備本部企画部長は、研究所が所有又は借用するすべての事業車両について車両台帳を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究拠点等
- 二 使用部門等
- 三 車名
- 四 型式
- 五 登録番号
- 六 登録年月

(駐車場及び格納場所)

第12条 事業車両の駐車場又は格納場所は、運行管理者の定めるところによる。

第3章 雜則

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年8月1日から施行する。

(事業車両管理要領の廃止)

2 事業車両管理要領(13要領第181号)は、廃止する。

附 則(22規程第97号・一部改正)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(22規程第122号・一部改正)

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(24規程第11号・一部改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(24規程第43号・一部改正)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(25規程第14号・一部改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(25規程第55号・一部改正)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(27規程第5号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第69号・一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（27規程第104号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第28号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（30規程第7号・一部改正）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（31規則第1号・一部改正）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第17号・一部改正）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令07規程第7号・一部改正）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1

研究拠点等	運行管理者
東京本部	経営企画本部企画部企画室長
つくばセンター	研究環境整備本部企画部長
福島再生可能エネルギー研究所	福島再生可能エネルギー研究所業務室長
柏センター	柏センター業務室長
臨海副都心センター	臨海副都心センター業務室長
北陸デジタルものづくりセンター	北陸デジタルものづくりセンター業務室長
北海道センター	北海道センター業務室長
東北センター	東北センター業務室長
中部センター	中部センター業務室長
関西センター	関西センター業務室長
中国センター	中国センター業務室長
四国センター	四国センター業務室長
九州センター	九州センター業務室長